運営指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害児通所支援事業者等指導調書**

**（児童発達支援・放課後等デイサービス）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運営指導年月日 | | 年　　月　　日 | |
| 事業者（法人）名 | |  | |
| 事業所の名称 | |  | |
| 事業所指定番号 | |  | |
| 事業所の所在地 | | 〒　　　－ | |
| 定員 | | 人 | （内訳）  主たる事業所　　　人  従たる事業所　　　人 |
| 管理者 | |  | |
| 児童発達支援  管理責任者 | |  | |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  | |
| 連絡先 |  | |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」をいう。

２．「基準省令」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」をいう。

３．「基準条例」とは、「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第14号）」をいう。

４．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定通所支援の量をいう。

５．「解釈通知」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日付け障発0330第12号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準省令等の根拠条項を示したもの。

　　例：基準省令第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

　　　　基準条例第5条第1項第1号(ｱ)　→　条§5①⑴(ｱ)

　　　　　　　法第5条第1項第1号(ｱ)　→　法§5①⑴(ｱ)

凡例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **◆従たる事業所を設置する場合の特例** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | □適  □否  □該当無 | §8②（§67） |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業所等（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援等の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | □適  □否 | §10①  §81①  □A　□B |

【児童発達支援】

基準省令第10条第1項

【放課後等デイサービス】

基準省令第81条第1項

【児童発達支援】

基準省令第8条第2項

【放課後等デイサービス】

基準省令第67条で準用する基準省令第8条第2項

| **運営指導項目** | **適否** | **根拠条文等**  **及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者等という。）は、当該指定児童発達支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援等の提供に努めているか。 | □適  □否 | §3②  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 | □適  □否 | §3③  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、当該指定児童発達支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適  □否 | §3④  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。 | □適  □否  □該当無 | §4  □A　□B |
| ⑸　指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。 | □適  □否  □該当無 | §65  □A　□B |
| **第２　人員に関する基準**  **◆従業者の員数** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。  一 児童指導員又は保育士　指定児童発達支援等の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援等の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上  　　　 イ 障害児の数が10までのもの２以上  ロ 障害児の数が10を超えるもの ２に、障害児の数が10を超えて５ 又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） １以上 | □適  □否  □該当無 | §5①  §66①  □A　□B |
| ⑵　⑴の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所等において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。（機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援等の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援等の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。） | □適  □否  □該当無 | §5②③  §66②③  □A　□B |
| ⑶　⑴⑵にかかわらず、主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。  一 嘱託医 １以上  二 看護職員 １以上  三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 １以上  四 機能訓練担当職員 １以上  五 児童発達支援管理責任者 １以上 | □適  □否  □該当無 | §5④  §66④  □A　□B |
| ⑷　⑴の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。また、また、⑵により機能訓練担当職員等の数を含める場合における⑴の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は児童指導員又は保育士となっているか。 | □適  □否 | §5⑥⑦  §66⑥⑦  □A　□B |
| ⑸　⑴に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。 | □適  □否 | §5⑧  §66⑧  □A　□B |
| ⑹　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第３号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第４号の調理員を置かないことができる。）  一 嘱託医 １以上  二 児童指導員及び保育士  イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じ  ておおむね障害児の数を４で除して得た数以上  ロ 児童指導員 １以上  ハ 保育士 １以上  三 栄養士 １以上  四 調理員 １以上  五 児童発達支援管理責任者 １以上 | □適  □否  □該当無 | §6①  □A　□B |
| ⑺　⑹各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。（機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。） | □適  □否  □該当無 | §6②④  □A　□B |
| ⑻　⑹⑺に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。 | □適  □否  □該当無 | §6③  □A　□B |
| ⑼　⑺により機能訓練担当職員等の数を含める場合における⑹の児童指導員又は保育士の総数の半数以上は児童指導員又は保育士となっているか。 | □適  □否  □該当無 | §6⑤  □A　□B |
| ⑽　⑹（第１号を除く。）、⑺に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。  （ただし、障害児の支援に支障がない場合は、⑹第３号の栄養士及び同第４号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。  また、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。） | □適  □否  □該当無 | §6⑦⑨  □A　□B |
| ⑾　⑻に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。  また、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。） | □適  □否  □該当無 | §6⑧⑨  □A　□B |
| **◆管理者** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定児童発達支援事業所等の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所等の他の職務に従事させ、又は当該児童発達支援事業所等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | □適  □否 | §7（§67）  □A　□B |
| **◆従たる事業所を設置する場合の特例** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | □適  □否  □該当無 | §8②（§67） |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業所等（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援等の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | □適  □否 | §9①  §68①  □A　□B |
| ⑵　⑴の発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。 | □適  □否 | §9②  §68②  □A　□B |
| ⑶　⑴の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援等の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。） | □適  □否 | §9③  §68③  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。 | □適  □否  □該当無 | §10①  □A　□B |
| ⑸　指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けられているか。 | □適  □否  □該当無 | §10②  □A　□B |
| ⑹　⑷の設備の基準は、次のとおりとなっているか。  一 発達支援室  イ 定員は、おおむね10人とすること。  ロ 障害児１人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。  二 遊戯室 障害児１人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とする  こと。 | □適  □否  □該当無 | §10③  □A　□B |
| ⑺　⑷及び⑸の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、⑸に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。） | □適  □否 | §10④  □A　□B |
| **第４ 運営に関する基準**  **◆利用定員** |  |  |
| 指定児童発達支援事業所等は、その利用定員が10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所等（児童発達支援センターであるものを除く）にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。） | □適  □否 | §11  §69  □A　□B |
| **◆内容及び手続の説明及び同意** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援等の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | □適  □否 | §12①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適  □否 | §12②（§71）  □A　□B |
| **◆契約支給量の報告等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等を提供するときは、当該指定児童発達支援等の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援等の量（⑵において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（⑶及び⑷において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 | □適  □否 | §13①（§71）  □A　□B |
| ⑵　契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 | □適  □否 | §13②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | □適  □否 | §13③（§71）  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業者等は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について⑴から⑶に準じて取り扱っているか。 | □適  □否 | §13④（§71）  □A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、正当な理由がなく、指定児童発達支援等の提供を拒んでいないか。 | □適  □否 | §14（§71）  □A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □適  □否 | §15（§71）  □A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □適  □否 | §16（§71）  □A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | □適  □否 | §17（§71）  □A　□B |
| **◆障害児通所給付費の支給の申請に係る援助** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □適  □否 | §18①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適  □否 | §18②（§71）  □A　□B |
| **◆心身の状況等の把握** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適  □否 | §19（§71）  □A　□B |
| **◆指定障害児通所支援事業者等との連携等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適  □否 | §20①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか | □適  □否 | §20②（§71）  □A　□B |
| **◆サービス提供の記録** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等を提供した際は、当該指定児童発達支援等の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援等の提供の都度記録しているか。 | □適  □否 | §21①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援等を提供したことについて確認を受けているか。 | □適  □否 | §21②（§71）  □A　□B |
| **◆通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等が、指定児童発達支援等を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | □適  □否 | §22①（§71）  □A　□B |
| ⑵　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、次項(1)～(3)までの支払については、この限りでない。） | □適  □否 | §22②（§71）  □A　□B |
| **◆通所利用者負担額の受領** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援等に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 | □適  □否 | §23①  §70①  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。  一　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額  二　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 | □適  □否  □該当無 | §23②  □A　□B |
| ⑶　指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。 | □適  □否  □該当無 | §70②  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業者等は、⑴～⑶の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第１号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。  一 食事の提供に要する費用  二 日用品費  三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの | □適  □否 | §23③  §70③  □A　□B |
| ⑸　⑷第一号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによるものとなっているか。 | □適  □否 | §23④  □A　□B |
| ⑹　指定児童発達支援事業者等は、⑴から⑶までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 | □適  □否 | §23⑤  §70④  □A　□B |
| ⑺　指定児童発達支援事業者等は、⑶の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 | □適  □否 | §23⑥  §70⑤  □A　□B |
| **◆通所利用者負担額に係る管理** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者等が提供する指定児童発達支援等及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援等及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者等は、当該指定児童発達支援等及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。 | □適  □否  □非該当 | §24（§71）  □A　□B |
| **◆障害児通所給付費の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、法定代理受領により指定児童発達支援等に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。 | □適  □否 | §25①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援等に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 | □適  □否  □非該当 | §25②（§71）  □A　□B |
| **◆指定児童発達支援等の取扱方針** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、児童発達支援（放課後等デイサービス）計画（以下「個別支援計画」という。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援等の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | □適  □否 | §26①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 | □適  □否 | §26②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業所等の従業者は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □適  □否 | §26③（§71）  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業者等は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援等（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援等の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。 | □適  □否 | §26④（§71）  □A　□B |
| ⑸　指定児童発達支援事業者等は、その提供する指定児童発達支援等の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適  □否 | §26⑤（§71）  □A　□B |
| ⑹　指定児童発達支援事業者等は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援等の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所等の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者等を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。  一　当該指定児童発達支援事業者等を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況  二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況  三　指定児童発達支援等の事業の用に供する設備及び備品等の状況  四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況  五　当該指定児童発達支援事業者等を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況  六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策  七　指定児童発達支援等の提供に係る業務の改善を図るための措置の  実施状況 | □適  □否 | §26⑥（§71）  □A　□B |
| ⑺　指定児童発達支援事業者等は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | □適  □否 | §26⑦（§71）  □A　□B |
| ⑻　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム等（⑷に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援等の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。（令和７年３月３１日までの間は公表するよう努めているか） | □適  □否 | §26の2（§71）  □A　□B |
| **◆障害児の地域社会への参加及び包摂の推進** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。 | □適  □否 | §26の3（§71）  □A　□B |
| **◆個別支援計画の作成等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業所等の管理者は、個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | □適  □否 | §27①（§71）  □A　□B |
| ⑵　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | □適  □否 | §27②（§71）  □A　□B |
| ⑶　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □適  □否 | §27③（§71）  □A　□B |
| ⑷　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、基準省令第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的内容、指定児童発達支援等を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援等以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | □適  □否 | §27④（§71）  □A　□B |
| ⑸　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めているか。 | □適  □否 | §27⑤（§71）  □A　□B |
| ⑹　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。 | □適  □否 | §27⑥（§71）  □A　□B |
| ⑺　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。 | □適  □否 | §27⑦（§71）  □A　□B |
| ⑻　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該個別支援計画の変更を行っているか。 | □適  □否 | §27⑧（§71）  □A　□B |
| ⑼　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。  二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | □適  □否 | §27⑨（§71）  □A　□B |
| ⑽　個別支援計画の変更については、⑵から⑺までに準じて行っているか。 | □適  □否 | §27⑩（§71）  □A　□B |
| **◆児童発達支援管理責任者の責務** |  |  |
| ⑴　児童発達支援管理責任者は、前項目の業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。  一 次に規定する相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | □適  □否 | §28①（§71）  □A　□B |
| ⑵　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。 | □適  □否 | §28②（§71）  □A　□B |
| **◆相談及び援助** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □適  □否 | §29（§71）  □A　□B |
| **◆支援** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。 | □適  □否 | §30①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 | □適  □否 | §30②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。 | □適  □否 | §30③（§71）  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業者等は、常時１人以上の従業者を支援に従事させているか。 | □適  □否 | §30④（§71）  □A　□B |
| ⑸　指定児童発達支援事業者等は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所等の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。 | □適  □否 | §30⑤（§71）  □A　□B |
| **◆食事** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。⑷において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。 | □適  □否  □該当無 | §31①  □A　□B |
| ⑵　食事は、⑴によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 | □適  □否  □該当無 | §31②  □A　□B |
| ⑶　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | □適  □否  □該当無 | §31③  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 | □適  □否  □該当無 | §31④  □A　□B |
| **◆社会生活上の便宜の供与等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 | □適  □否 | §32①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 | □適  □否 | §32②（§71）  □A　□B |
| **◆健康管理** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法 （昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。 | □適  □否  □該当無 | §33①  □A　□B |
| ⑵　⑴の指定児童発達支援事業者は、⑴にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができるが、この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。   |  |  | | --- | --- | | 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 | | 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 | | □適  □否  □該当無 | §33②  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。 | □適  □否  □該当無 | §33③  □A　□B |
| **◆緊急時等の対応** |  |  |
| 指定児童発達支援事業所等の従業者は、現に指定児童発達支援等の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §34（§71）  □A　□B |
| **◆通所給付決定保護者に関する市町村への通知** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | □適  □否 | §35（§71）  □A　□B |
| **◆管理者の責務** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業所等の管理者は、当該指定児童発達支援事業所等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 | □適  □否 | §36①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業所等の管理者は、当該指定児童発達支援事業所等の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | □適  □否 | §36②（§71）  □A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  一 事業の目的及び運営の方針  二 従業者の職種、員数及び職務の内容  三 営業日及び営業時間  四 利用定員  五 指定児童発達支援等の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  六 通常の事業の実施地域  七 サービスの利用に当たっての留意事項  八 緊急時等における対応方法  九 非常災害対策  十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  十一 虐待の防止のための措置に関する事項  十二 その他運営に関する重要事項 | □適  □否 | §37（§71）  □A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援等を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所等ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | □適  □否 | §38①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等ごとに、当該指定児童発達支援事業所等の従業者によって指定児童発達支援等を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。） | □適  □否 | §38②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適  □否 | §38③（§71）  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業者等は、適切な指定児童発達支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §38④（§71）  □A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §38の2①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □適  □否 | §38の2②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □適  □否 | §38の2③（§71）  □A　□B |
| **◆定員の遵守** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援等の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） | □適  □否 | §39（§71）  □A　□B |
| **◆非常災害対策** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用する障害児及びその家族等に周知しているか。 | □適  □否 | §40①（§71）  及び条§5  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | □適  □否 | §40②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、前項訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | □適  □否 | §40③（§71）  □A　□B |
| **◆安全計画の作成等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所等ごとに、当該指定児童発達支援事業所等の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §40の2①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □適  □否 | §40の2②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 | □適  □否 | §40の2③（§71）  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 | □適  □否 | §40の2④（§71）  □A　□B |
| **◆自動車を運行する場合の所在の確認** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。 | □適  □否  □非該当 | §40の3①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。 | □適  □否  □非該当 | §40の3②（§71）  □A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | □適  □否 | §41①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、当該指定児童発達支援事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  　一 当該指定児童発達支援事業所等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  二 当該指定児童発達支援事業所等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  三 当該指定児童発達支援事業所等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | □適  □否 | §41②（§71）  □A　□B |
| **◆協力医療機関** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | □適  □否 | §42（§71）  □A　□B |
| **◆掲示** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定児童発達支援事業所等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の掲示に代えることができる。） | □適  □否 | §43①②（§71）  □A　□B |
| **◆身体拘束等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 | □適  □否 | §44①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | □適  □否 | §44②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  　一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □適  □否 | §44③（§71）  □A　□B |
| **◆虐待等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業所等の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律 （平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 | □適  □否 | §45①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  一 当該指定児童発達支援事業所等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  二 当該指定児童発達支援事業所等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適  □否 | §45②（§71）  □A　□B |
| **◆秘密保持等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業所等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適  □否 | §47①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §47②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、指定障害児入所施設等（法第24条の２第１項 に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第２項 に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 | □適  □否 | §47③（§71）  □A　□B |
| **◆情報の提供等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 | □適  □否 | §48①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、当該指定児童発達支援事業者等について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | □適  □否 | §48②（§71）  □A　□B |
| **◆利益供与等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □適  □否 | §49①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □適  □否 | §49②（§71）  □A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、その提供した指定児童発達支援等に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §50①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | □適  □否 | §50②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、その提供した指定児童発達支援等に関し、法第21条の５の22第１項の規定により都道府県知事又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適  □否 | §50③（§71）  □A　□B |
| ⑷　指定児童発達支援事業者等は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。 | □適  □否 | §50④（§71）  □A　□B |
| ⑸　指定児童発達支援事業者等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | □適  □否 | §50⑤（§71）  □A　□B |
| **◆地域との連携等** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | □適  □否 | §51①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。 | □適  □否  □非該当 | §51②  □A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、障害児に対する指定児童発達支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §52①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適  □否 | §52②（§71）  □A　□B |
| ⑶　指定児童発達支援事業者等は、障害児に対する指定児童発達支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適  □否 | §52③（§71）  □A　□B |
| **◆会計の区分** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援事業所等ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | □適  □否 | §53（§71）  □A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定児童発達支援事業者等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | □適  □否 | §54①（§71）  □A　□B |
| ⑵　指定児童発達支援事業者等は、障害児に対する指定児童発達支援等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援等を提供した日から５年間保存しているか。  一　提供した指定児童発達支援等に係る必要な事項の提供の記録  二　個別支援計画  三　市町村への通知に係る記録  四　身体拘束等の記録  五　苦情の内容等の記録  六　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ＜電磁的記録について＞  指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害児等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適  □否 | §54②（§71）  □A　□B |
| **◆変更の届出等**  指定児童発達支援事業者等は、当該指定に係る児童発達支援事業所等の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援等の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適  □否 | 法§21の5の20③  □A　□B |
| **◆情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表** |  |  |
| 指定児童発達支援事業者等は、指定通所支援の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。）を市長に報告しているか。 | □適  □否 | ＊法§33の18  □A　□B |